

ご契約者様へ

令和8年1月21日からの大雪に係る災害等による災害救助法適用地域への

特別措置について

この度の令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様よりお申し出を頂いた場合、次のとおりのお取り扱いをさせていただきます。

1, 保険金・給付金のご請求について

お申出により、保険金・給付金のご請求にあたり「保険証券」紛失は本人確認をもって省略します。

2, 保険料のお支払いについて

お申出により、保険料の払込猶予期間を最長6か月間延長します。

以上

令和8年2月3日

ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
代表取締役 加藤 市朗